

後期高齢者医療被保険者の皆さんへ

・ 8月1日から保険証がうすい青色に変わります

後期高齢者医療の保険証は、安八町に住所を有するすべての75歳以上の方と、一定の障がいがある65歳から74歳の方で、広域連合の認定を受けた方に交付されます。

現在の保険証の有効期限は平成29年7月31日となります。8月1日からは7月中にお送りする新しい保険証をご使用ください。

新しい保険証は、現在のうすい紫色からうすい青色に変わります。

古い保険証は、住所や氏名が見えないよう裁断するなどして処分してください。

被保険者番号	〇〇〇〇〇〇〇〇
氏名	広域 太郎
一部負担金の割合	〇割
有効期限	平成30年7月31日

後期高齢者医療被保険者証	有効期限
被保険者番号〇〇〇〇〇〇〇〇	平成30年7月31日
住所	岐阜市柳津町宮東1丁目1番地
氏名	広域 太郎
性別	男
生年月日	昭和〇〇年〇〇月〇〇日
資格取得年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
発効期日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
交付年月日	平成29年8月1日
一部負担金の割合	〇割
保険者番号	〇〇〇〇〇〇〇〇
保険者名	岐阜県後期高齢者医療広域連合



7月31日までの保険証 うすい紫色

被保険者番号	〇〇〇〇〇〇〇〇
氏名	広域 太郎
一部負担金の割合	〇割
有効期限	平成29年7月31日

後期高齢者医療被保険者証	有効期限
被保険者番号〇〇〇〇〇〇〇〇	平成29年7月31日
住所	岐阜市柳津町宮東1丁目1番地
氏名	広域 太郎
性別	男
生年月日	昭和〇〇年〇〇月〇〇日
資格取得年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
発効期日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
交付年月日	平成28年8月1日
一部負担金の割合	〇割
保険者番号	〇〇〇〇〇〇〇〇
保険者名	岐阜県後期高齢者医療広域連合

・ 平成29年度の保険料について

保険料は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」の合計となり、平成29年度の保険料は平成28年中の所得をもとに個人単位で計算されます。

5月末までに岐阜県の後期高齢者医療の被保険者になられた方に対して、7月中旬に「**後期高齢者医療保険料額決定通知書**」をお送りします。保険料額や納付方法については、そちらをご確認ください。

【問い合わせ先】 住民環境課 ☎64・7105 【直通】

国民健康保険・後期高齢者医療被保険者の皆さんへ

・ 70歳以上被保険者高額療養費限度額の変更について

平成29年8月診療分から、70歳以上被保険者の医療費の自己負担限度額が下記の表のとおり変更となります。1ヶ月の医療費が自己負担額を超えた場合、超えた部分が高額療養費として支給されます。（入院時の部屋代・食事代等は含まれません。）

国民健康保険・後期高齢者医療保険にご加入している方は、該当がありましたら診療月より2、3ヶ月後に申請案内の通知が届きますので、住民環境課で申請手続きしていただきますようお願いします。

なお、後期高齢者医療保険の方は、初回のみ申請が必要です。2回目以降は、初回到登録いただいた口座に振り込みさせていただきます。

所得の区分	自己負担額（月額）	
	外来（個人単位）	外来+入院（世帯単位）
現役並み所得者 （課税所得145万円以上の方）	57,600円	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% < 多数該当 44,400円 >
一般 （課税所得145万円未満の方）	14,000円 < 年間上限 144,000円 >	57,600円 < 多数該当 44,400円 >
区分Ⅱ （世帯の全員が住民税非課税の方で区分Ⅰ以外の方）	8,000円	24,600円
区分Ⅰ （世帯の全員が住民税非課税で、その世帯の各所得が0円となる方）		15,000円

※黄色の箇所が自己負担額に変更があった部分です

【問い合わせ先】 住民環境課 ☎64・7105 【直通】